



2026 年 7 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社ロゴスホールディングス
代表者名 代表取締役社長 池田 雄一
(コード番号：205A 東証グロース市場)
問合せ先 常務取締役 経理部部長 岩永 武也
(E-mail ir@logos-holdings.jp)

株式の売出し並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ

当社は、2026 年 7 月 27 日開催の取締役会において、以下のとおり、当社株式の売出しを行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。また、当該株式の売出しに関連して、当社の主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動が生じる見込みですので、併せてお知らせいたします。

記

I. 株式の売出し

1. 株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 1,398,900 株
- (2) 売 出 人 エンデバー・ユナイテッド 2 号投資事業有限責任組合
- (3) 売 出 価 格 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、2026 年 8 月 4 日（火）から 2026 年 8 月 6 日（木）までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で決定する。）
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受けによる売出しとし、SMB C 日興証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。引受人の買取引受けによる売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申 込 期 間 売出価格等決定日の翌営業日。
- (6) 受 渡 期 日 2026 年 8 月 12 日（水）から 2026 年 8 月 14 日（金）までの間のいずれかの日。ただし、売出価格等決定日の 5 営業日後の日とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 1 株につき売出価格と同一金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 売出価格、その他引受人の買取引受けによる売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長池田雄一に一任する。

ご注意：この文書は、当社の株式の売出し並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記【ご参考】2.をご参照）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 209,800 株
なお、上記売出株式数は上限の株式数を示したもので、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合がある。売出株式数は需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定する。
- (2) 売 出 人 SMBC日興証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案し、引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社であるSMBC日興証券株式会社が当社株主であるエンデバー・ユナイテッド2号投資事業有限責任組合（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式について追加的に売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受けによる売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受けによる売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 引受人の買取引受けによる売出しにおける申込証拠金と同一とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 池田雄一に一任する。

ご注意：この文書は、当社の株式の売出し並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売
出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

【ご参考】

1. 株式の売出しの目的

当社は、「日本の家づくりをつくる。」という経営理念のもと、2024年6月28日に東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。当社のさらなる成長に向け、投資家層の拡大及び流動性の向上が重要であるとの認識のもと、当社が上場する以前からハンズオンアプローチによって経営支援を続けてきたエンデバー・ユナイテッド株式会社と当社株式の保有方針について継続して協議した結果、同社が運営するエンデバー・ユナイテッド2号投資事業有限責任組合が保有する当社株式の売出しを実施することに至りました。

当該株式の売出しを実施することで、より広範な投資家の方に当社株式を保有していただく契機とし、事業成長の基盤となる株主層を拡大することで、引き続き企業価値の向上を目指してまいります。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、209,800株を上限として、引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社であるSMBC日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、SMBC日興証券株式会社が貸株人から借り入れた当社普通株式（以下「借入株式」という。）につき、SMBC日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）を上限に、追加的に当社普通株式を買取る権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を、2026年9月4日（金）を行使期限として貸株人より付与されます。

SMBC日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の翌日から2026年9月4日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、上限株式数の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMBC日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、SMBC日興証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

SMBC日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシュエーションを行使する予定であります。

SMBC日興証券株式会社がグリーンシュエーションを行使する場合には、SMBC日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMBC日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借入れ及び貸株人からSMBC日興証券株式会社へのグリーンシュエーションの付与は行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（注）シンジケートカバー取引期間は、

- ① 売出価格等決定日が2026年8月4日（火）の場合、「2026年8月6日（木）から2026年9月4日（金）までの間」

ご注意：この文書は、当社の株式の売出し並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- ② 売出価格等決定日が2026年8月5日（水）の場合、「2026年8月7日（金）から2026年9月4日（金）までの間」
- ③ 売出価格等決定日が2026年8月6日（木）の場合、「2026年8月8日（土）から2026年9月4日（金）までの間」
- となります。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受けによる売出しに関し、売出人及び貸株人であるエンデバー・ユナイテッド2号投資事業有限責任組合並びに当社株主である株式会社チキンシープ、ノースパシフィック株式会社、池田雄一及び坂井義栄は、SMB C日興証券株式会社に対して、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中は、SMB C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、売出価格等決定日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）の売却等（引受人の買取引受けによる売出し等を除く。）を行わない旨を合意しております。

また、当社はSMB C日興証券株式会社に対して、ロックアップ期間中は、SMB C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利を有する有価証券の発行又は売却（株式分割に伴う当社普通株式の発行又は交付、ストックオプションとしての新株予約権の発行及び当社が導入済の譲渡制限付株式報酬制度に係る当社普通株式の発行又は交付等を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、SMB C日興証券株式会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

4. 目論見書の電子交付について

引受人は、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しにおける目論見書の提供を、原則として、書面ではなく、電磁的方法による目論見書に記載された事項の提供（以下「目論見書の電子交付」という。）により行います（注）。

（注）目論見書提供者は、目論見書被提供者から同意を得た上で、目論見書に記載された事項を電磁的方法により提供した場合、目論見書の交付をしたものとみなされます。投資家は目論見書の書面による交付を選択することはできません。引受人が目論見書の電子交付を行う場合において、投資家から当該同意が得られないとき、また、当該同意が撤回されたときは、当該投資家に対しては目論見書の電子交付はできず、また、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しにおいては、当該同意が得られ撤回されていない投資家に対してのみ株式を販売します。

ご注意：この文書は、当社の株式の売出し並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

II. 主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動

1. 異動が生じる経緯

前記「I. 株式の売出し 1. 株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人の買取引受けによる売出しに伴い、当社の主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動が見込まれるものであります。

2. 異動する株主の概要

①主要株主及び主要株主である筆頭株主でなくなる株主の概要

- (1) 名 称 エンデバー・ユナイテッド2号投資事業有限責任組合
- (2) 所 在 地 東京都千代田区丸の内二丁目5番1号 丸の内二丁目ビル6階
- (3) 代表者の役職・氏名 無限責任組員 エンデバー・ユナイテッド株式会社
代表取締役 三村 智彦
- (4) 事 業 内 容 投資ファンドの運営
- (5) 資 本 金 80 百万円

②新たに主要株主である筆頭株主となる株主の概要

- (1) 名 称 株式会社チキンシーブ
- (2) 所 在 地 東京都中央区銀座6丁目13番9号 b i z c u b e
- (3) 代表者の役職・氏名 代表取締役 池田 雄一
- (4) 事 業 内 容 資産管理業務等
- (5) 資 本 金 13 百万円

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

(1) エンデバー・ユナイテッド2号投資事業有限責任組合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主順位
異動前 (2026年5月31日現在)	16,087 個 (1,608,752 株)	41.04% (注) 3	第1位
異動後	0 個 (52 株) (注) 2	0.00% (注) 2、3	—

(2) 株式会社チキンシーブ

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主順位
異動前 (2026年5月31日現在)	4,181 個 (418,153 株)	10.67% (注) 3	第2位
異動後	4,181 個 (418,153 株)	10.67% (注) 3	第1位

(注) 1. 異動前及び異動後の議決権所有割合は、2026年5月31日現在の発行済株式総数3,923,885株から、議決権を有しない株式として2026年5月31日現在の自己株式30株及び単元未満株式4,155株を控除した総株主の議決権の数39,197個を基準として算出しております。

2. エンデバー・ユナイテッド2号投資事業有限責任組合の異動後の議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合は、前記「I. 株式の売出し 2. 株式の売出し（オーバーアロツ

ご注意：この文書は、当社の株式の売出し並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売
出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

トメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出しのためにSMB C日興証券株式会社に対して貸出される上限数である2,098個(209,800株)を控除して算出しております。

3. 異動前及び異動後の総株主の議決権の数に対する割合については、小数点以下第3位を四捨五入して記載しております。

4. 異動予定年月日

前記「I. 株式の売出し 1. 株式の売出し(引受人の買取引受けによる売出し)」に記載の受渡期日(売
出価格等決定日の5営業日後の日)

5. 今後の見通し

本件による業績等への影響はありません。

以 上

ご注意：この文書は、当社の株式の売出し並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売
出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。